

高砂市住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県が定める人生いきいき住宅助成事業実施要綱に基づき、日常生活を営む上で支障がある高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）が住宅の一部を改造しようとする場合において、その経費の一部を助成することにより、高齢者等の快適な住居環境の創造と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「改造」とは、現に存する既設の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分（筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等）をいう。）の変更を伴わない新たな部品の取付け、設備の更新等をいう。

2 この要綱において「住まいの改良相談員」とは、住宅改造の内容及び経費が適正であるかどうかを評価し、高齢者等の身体状況に応じた改造が行われるように指導する者として、次に掲げる職種に従事する職員のうちから、市長が指定した者をいう。

ア 福祉関係職種

イ 保健及び医療関係職種

ウ 建築関係職種

3 この要綱において「耐震診断」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

(2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断

(3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2001年版、2017年版）による耐震診断

(4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断

(5) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断

(6) 前各号に掲げる方法と同等と認められる耐震診断

4 この要綱において「簡易耐震診断」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」による耐震診断

(2) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法

(3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996

年版、2011年版)による耐震診断

(4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」(2001年版、2017年版)による耐震診断

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、身体機能の低下により現状の居住環境では日常生活を営む上で支障が生じ、その改造を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)において要支援又は要介護と認定された者であって、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給限度額が20万円であるもの(当該認定申請を行った者で市長が認める者を含む)

(2) 身体障害者手帳1級又は2級の所持者であって、日常生活において介護を要する状態にあるもの

(3) 療育手帳A判定の者であって、身体的な障害があり、日常生活において介護を要する状態にあるもの

2 前項の規定に該当する者のうち、同項第2号に規定する者で介護保険法第45条又は第57条の対象となっているものは、これらの条を優先して適用する。

3 第1項の規定に該当する者であっても、この者と日常生活を営む住宅において、過去にこの事業の助成を受けた場合は、再度助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りではない。

(1) 第1項第1号に規定する者にあつては、著しく要介護状態が重くなった場合等で、以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず、改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となったとき

(2) 第1項第2号及び第3号に規定する者にあつては、身体機能の著しい低下によりその状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合

(3) この事業の助成を受けた世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合

(対象経費)

第4条 前条第1項に規定する者で、生涯にわたり自宅での生活を希望するものが属する世帯が、その身体状況に応じた既存住宅の改造を行う場合に助成の対象となる経費は、住まいの改良相談員が現地確認の上、住宅改造の必要性、緊急性等の評価し、必要と認める範囲の改造に要する経費で、次に掲げる条件を満たすものとする。

(ア) 前条第1項第1号に該当する者が属する世帯では、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額

(イ) 前条第1項第2号及び第3号に該当する者が属する世帯では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業住宅改修費の給付対象となる場合は、当該地域生活支援事業住宅改修費を含む額

(助成対象外住宅)

第5条 次の各号の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断又は簡易耐震診断のいずれかを受けなければ、助成を受けることができない。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅

(2) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断又は簡易耐震診断のいずれかを受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

(助成金額)

第6条 助成金額は、次の各号に定める額に、別表に定める世帯階層区分に応じた助成率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

(1) 第3条第1項第1号に規定する者 第4条の規定により算出した対象経費の額(100万円を超える場合は100万円)から介護保険制度の居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額を控除した額

(2) 第3条第1項第2号及び第3号に規定する者 第4条の規定により算出した対象経費の額(80万円を超える場合は80万円)

(助成申請)

第7条 この事業による助成を受けようとする対象者(第3条第1項第2号及び第3号に該当する者にあつては同一世帯に居住する者を含む。以下「申請者」という。)は、住宅改造助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 委任状(助成申請を委任する者に限る。)

(2) 住宅改造工事計画書(様式第2号)

(3) 住宅改造工事实施承諾書(様式第3号。借家等に居住している者に限る。)

(4) 改造工事を行う住宅の見取り図(改造工事前及び改造工事後)

(5) 工事費見積書

(6) 改造工事箇所の工事前の写真

(7) 第3条に規定する対象者の確認ができるもの

(8) 理由書(第3条第1項第1号に掲げる者にあつては、介護支援専門員等が作成したものに限る。)

(9) 耐震診断又は簡易耐震診断の受診を申し込んだことが分かる書類の写し。ただし、当該住宅が第5条各号に該当しない場合は、この限りでない。)

(10) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行って助成の可否を決定し、住宅改造助成決定(却下)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、助成を行う旨の決定は、当該改造工事に係る契約及び工事着工の承諾の決定を兼ねるものとする。

(改造工事内容の変更)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた者が、当該改造工事の内容を変更しようとするときは、住宅改造変更助成申請書(様式第5号)に、第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、住宅改造変更助成決定(却下)通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第8条の規定により助成の決定を受けた者は、改造工事完了時までに住宅改造助成申請取下届(様式第7号)を提出することができる。

2 前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る助成の決定はなかったものとみなす。

(工事完了報告)

第12条 第8条の規定により助成の決定を受けた者は、当該改造工事が完了したときは、工事完了報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。この場合において、当該改造工事は、市長が認める場合を除き、第8条及び第10条に規定する助成の決定の日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(1) 改造工事箇所の工事前と工事後の写真

(2) 工事費領収書の原本

(3) 工事費内訳明細書

(4) 工事請負契約書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による工事完了報告があったときは、改造工事内容について審査を行い、助成の決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは実地に調査し、又は関係書類の提出を求めることができる。

(是正措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、当該改造工事が助成の決定の内容に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(助成金の交付請求)

第15条 第12条の規定による工事完了報告を行い、当該改造工事が助成の決定の内容に適合すると認められた者は、高砂市住宅改造助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求があったときは、第13条の規定により確定した助成金の交付を行うものとする。

(助成の決定の取消し等)

第17条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成の決定の内容に違反したとき。
- (2) 改造工事計画を承諾なく変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(引用法令名の変更)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高砂市住宅改造助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に申請があった住宅の改造に係る助成について適用し、同日前に申請があった住宅の改造に係る助成については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

世帯階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯	3/3
生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯	9/10
生計中心者の前年分の所得税が非課税で当該年度分の市民税の均等割のみ課税の世帯	9/10
生計中心者の前年分の所得税が非課税で当該年度分の市民税の所得割及び均等割が課税の世帯	2/3
生計中心者の前年分所得税額が7万円以下の世帯（生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円を超えるもの及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超えるもの（以下「特定所得者」という。）が属する世帯である場合を除く。）	1/2
生計中心者の前年分所得税が7万円を超える世帯（特定所得者が属する世帯である場合を除く。）	1/3

(備考)

1 この表において「生計中心者」とは、対象者と同一生計を行う者で総所得額が最も多いものをいう。

2 この表において「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額（税込み年収）をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。

3 この表において「所得税額」とは、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

4 申請書が1月から6月までの間に受理された場合にあつては、この表中「前年分の所得税」とあるのは、「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、この表中「当該年度分の市民税」とあるのは、「前年度分の市民税」とする。